選挙運動用自動車運送の一般運送契約書（ハイヤー方式）

　明和町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○○　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　使用期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで　　日間

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

５　契約金額　　金　　　　　　　円（税込）

　　　　　　　　（内訳 １日につき　　　　　円（税込）×　　日間）

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、１日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

６　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、明和町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が明和町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　明和町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

　明和町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）は、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２　使用車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　使用期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで　　日間

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

５　契約金額　　金　　　　　　　円（税込）

　　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　　円（税込）×　　日間）

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、１日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

６　使用上の義務等

　　甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、明和町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が明和町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

８　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　明和町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

明和町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）は、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

２　供給場所　　　所在地

　　　　　　　　　名　称

３　供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

４　契約金額　　　金　　　　　　円（税込）

　　　　　　　　　（内訳　単価１リットル当たり　　　　円×　　リットル）

　　　　　　　　　ただし、燃料供給の料金は、燃料供給当日の店頭価格（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）に燃料供給量を乗じて得た料金とし、供給する期間の累計額と上記の契約金額が異なる場合には、その累計額をもって契約金額とする。

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、明和町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が明和町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　明和町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車運転手契約書

　明和町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）は、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

２　運転する自動車の登録番号又は車両番号

３　期　　間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで　　日間

　　　　　　　　原則として、毎日　　時　　分から　　時　　分まで

　　　　　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

４　契約金額　　　金　　　　　　　円（税込み）

　　　　　　　　　（内訳　１日につき　　　　　円（税込）×　　日間）

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、明和町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が明和町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　明和町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ビラ作成契約書

　明和町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

２　作成枚数　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　金　　　　　　　円（税込）

　（内訳　単価　　　　円　　　　銭（税込）×　　　　　枚）

４　納入期限　　　　　　　年　　月　　日

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、明和町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が明和町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　明和町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ポスター作成契約書

　明和町（議会議員・長）選挙候補者　○○○○○　（以下「甲」という。）と　○○○○○　（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

２　作成枚数　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　金　　　　　　　円（税込）

　（内訳　単価　　　　　円（税込み）×　　　　枚）

４　納入期限　　　　　　　年　　月　　日

５　請求及び支払い

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、「明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、明和町に対し請求するものとし、甲は乙の請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が明和町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により明和町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

(1)　甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

　①乙が組織又は集団の威力を背景に集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。

　②乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

　③乙がこの契約に違反したとき。

(2)　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　　　明和町（議会議員・長）選挙候補者

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

別記様式第１号（第２条関係）

　　　年　　　月　　日

明和町選挙管理委員会委員長　宛て

年　　月　　日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契 約 内 容 | | 備　考 |
| 運送契約期間 | 運送契約金額 |
|  |  |  | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

２　１に掲げる場合以外の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  区分 | 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は  名称及び住所並びに法人に  あってはその代表者の氏名 | 契約内容 | | 備　考 |
| 借入期間等 | 契約金額 |
| 自動車の  借入れ |  |  |  | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 運転手  の雇用 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 燃料代 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　２の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。

３　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

別記様式第２号（第２条関係）

　　年　　月　　日

明和町選挙管理委員会委員長　宛て

年　　月　　日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては  その代表者の氏名 | 契 約 内 容 | | 備 考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
|  |  | 枚 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記様式第３号（第２条関係）

　　　　　年　　月　　日

明和町選挙管理委員会委員長　宛て

年　　月　　日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名  又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契 約 内 容 | | 備　　考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |  |
| 年　月　日 |  | 枚 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

備考　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記様式第４号（第３条関係）

　　　　年　　月　　日

明和町選挙管理委員会委員長　宛て

年　　月　　日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　　　　　年　　月　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

４　確認申請金額　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 購入金額 | 左のうち確認済み  又は確認申請金額 |
| 前回までの累積金額（ａ） | 円 | 円 |
| 今回の購入金額（ｂ） | 円 | 円 |
| 燃料代計（ａ）＋（ｂ） | 円 | 円 |
| 備　　　　　考 |  |  |

備考

１　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から明和町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　４　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

別記様式第５号（第３条関係）

　　　　　年　　月　　日

明和町選挙管理委員会委員長　宛て

年　　月　　日執行

　　選挙

候補者氏名

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　　　　　　年　　月　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

３　確認申請枚数　　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 作 成 枚 数 | 左のうち確認済み  又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数（ａ） | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 枚数計（ａ）＋（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 備　　　　　考 |  |  |

備考

　１　この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から明和町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

別記様式第６号（第３条関係）

　　　　　年　　月　　日

明和町選挙管理委員会委員長　宛て

年　　月　　日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　　　　　年　　月　　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

３　確認申請枚数　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 作 成 枚 数 | 左のうち確認済又は  確認申請枚数 |
| 前回までの累積金額（ａ） | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 枚数計（ａ）＋（ｂ） | 枚 | 枚 |
| 備　　　　　　考 |  |  |

備考

１　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から明和町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

別記様式第７号（第３条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認書

　　　発　第　　　号

　　　　　年　　月　　日

明和町選挙管理委員会

委員長

明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

１　　　年　　月　　日執行　　　　　　　　　選挙

２　候補者の氏名

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

４　確認金額　　　　　　　　　円

備考

　１　この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

３　この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、明和町に支払を請求することはできません。

別記様式第８号（第３条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

　　　発　第　　　号

　　　　　年　　月　　日

明和町選挙管理委員会

委員長

明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

１　　　年　　月　　日執行　　　　　　　　選挙

２　候補者の氏名

３　確認枚数　　　　　　　　枚

備考

　１　この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、明和町に支払を請求することはできません。

別記様式第９号（第３条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

　　　発　第　　　号

　　　 　　年　　月　　日

明和町選挙管理委員会

委員長

明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

１　　　年　　月　　日執行　　　　　　　　選挙

２　候補者の氏名

３　確認枚数　　 　　　　枚

備考

１　この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、明和町に支払を請求することはできません。

別記様式第10号（その１）（第５条関係）

　　　　　年　　月　　日

年　　月　　日執行　　　　　　　　選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  （該当する方の番号に  ○をしてください。） | | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | | ２ | 左に掲げる契約以外の場合 | |
| 運送事業者等 | 氏名又は名称 |  | | | | | |
| 住所 |  | | | | | |
| 法人の場合は代表者の氏名 |  | | | | | |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | | 運送等年月日 | | 運送等金額 | | | 備 考 |
|  | |  | | 円 | | |  |
|  | |  | |  | | |
|  | |  | |  | | |
|  | |  | |  | | |
|  | |  | |  | | |
|  | |  | |  | | |
|  | |  | |  | | |

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が明和町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、明和町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

(2) (1)以外の場合　16,100円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、明和町に支払を請求することはできません。

別記様式第10号（その２）（第５条関係）

　　　　　年　　月　　日

年　　月　　日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者 | | 氏名又は名称 |  | | | | |
| 住所 |  | | | | |
| 法人の場合は代表者の氏名 |  | | | | |
| 燃料供給年月日 | | | 燃料の供給を受けた選　挙運動用自動車の自動車  登録番号又は車両番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備 考 | |
|  | | |  | ℓ | 円 |  | |
|  | | |  |  |  |
|  | | |  |  |  |
|  | | |  |  |  |
|  | | |  |  |  |
|  | | |  |  |  |
|  | | |  |  |  |

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

４　燃料供給業者が明和町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、明和町に支払を請求することはできません。

６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

別記様式第10号（その３）（第５条関係）

　　　　　年　　月　　日

年　　月　　日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手の氏名及び住所 | 住所 | |
| 氏名 | |
| 雇 用 年 月 日 | 報 酬 の 額 | 備　　考 |
|  | 円 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

２　運転手が明和町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、明和町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。

５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

６　候補者の指定した運転手以外の運転手は、明和町に支払を請求することはできません。

別記様式第11号（第５条関係）

　　　　　年　　月　　日

年　　月　　日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ビラ作成業者 | 氏名又は名称 |  |
| 住所 |  |
| 法人の場合は代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | | 枚 |
| 作成金額 | | 円 |
| 備　　　　　　　　　考 | |  |

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が明和町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、明和町に支払を請求することはできません。

４　一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

(1) 限度枚数

ア　明和町長の選挙　　　　　5,000枚

イ　明和町議会議員の選挙　　1,600枚

(2) 限度額　７円73銭（単価）×(1)の枚数＝限度額

別記様式第12号（第５条関係）

　　　　　年　　月　　日

年　　月　　日執行

選挙

候補者氏名

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ポスター作成業者 | 氏名又は名称 |  |
| 住所 |  |
| 法人の場合は代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | | 枚 |
| 作成金額 | | 円 |
| 当該選挙区における  ポスター掲示場数 | |  |

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が明和町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、明和町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　(1)　枚数　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に２を乗じて得た数（１円未満の端数がある場合には、その端数は１とする。）

(2)　限度額　541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を100で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とする。）×(1)の枚数＝限度額

別記様式第13号（第６条関係）

　　　　　年　　月　　日

明和町長　宛て

社印

社印

社印

住所（所在地）

氏名（名称）

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

選挙運動用自動車の使用請求書

社印

社印

社印

社印

社印

明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　　　　　　　円

２　内　　　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙名　　　　年　　月　　日執行　　　　　　　　選挙

４　候補者の氏名

５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 口座種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、明和町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

（別紙）その１

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約

により選挙運動用自動車を使用した場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額（ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 | 円×１台＝　円 | 64,500円×１台＝  64,500円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台＝　円 | 64,500円×１台＝  64,500円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台＝　円 | 64,500円×１台＝  64,500円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台＝　円 | 64,500円×１台＝  64,500円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台＝　円 | 64,500円×１台＝  64,500円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備考　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

（別紙）その２

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との

契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

(1)　自動車の借入れ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | | 運送金額（ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 | | 円×１台＝  　　　円 | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台＝  　　　　　　円 | | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台＝  　　　　　　円 | | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台＝  　　　　　　円 | | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円×１台＝  　　　　　　円 | | 16,100円×１台＝  16,100円 | 円 |  |
| 計 | |  |  | 円 |  |

備考

１　「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。

２　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

（別紙）その２

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との

契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

(2) 燃料代

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売  年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 販売金額  （ア） | 基準限度額（イ） | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 |  | 円×　　ℓ  ＝　円 |  |  |  |
| 年　月　日 |  | 円×　　ℓ  ＝　円 |  |
| 年　月　日 |  | 円×　　ℓ  ＝　円 |  |
| 年　月　日 |  | 円×　　ℓ  ＝　円 |  |
| 年　月　日 |  | 円×　　ℓ  ＝　円 |  |
| 年　月　日 |  | 円×　　ℓ  ＝　円 |  |
| 年　月　日 |  | 円×　　ℓ  ＝　円 |  |
| 計 |  | 円 | 円 | 円 |  |

備考

１　「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

２　「請求金額」欄には、（ア）の計欄又は（イ）の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

４　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び（ア）欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

（別紙）その２

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との

契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

(3) 運転手

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用年月日 | 報　酬（ア） | 基準限度額  （イ） | 請求金額 | 備考 |
| 年　月　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
| 年　月　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備考　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別記様式第14号（第６条関係）

選挙運動用ビラの作成請求書

　　　　　　　　年　　月　　日

明和町長　宛て

住所（所在地）

氏名（名称）

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　　　　　　　円

２　内　　　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙名　　　　　　　年　　月　　日執行　　　　　　　選挙

４　候補者の氏名

５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 口座種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、明和町に支払を請求することはできません。

３　この請求書には、作成したビラの見本１枚（２種類の場合には各1枚）を添付してください。

（別紙）

請　求　内　訳　書

候補者氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
| 単価  Ａ | 枚数  Ｂ | 金額  Ａ×Ｂ | 単価  Ｃ | 枚数  Ｄ | 金額  Ｃ×Ｄ | 単価  Ｅ | 枚数  Ｆ | 金額  Ｅ×Ｆ |  |
| 円 | 枚 | 円 | 円  7.73 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |

備考

１　Ｄ欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

２　Ｅ欄には、Ａ欄とＣ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

３　Ｆ欄には、Ｂ欄とＤ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記様式第15号（第６条関係）

選挙運動用ポスターの作成請求書

　　　　　年　　月　　日

明和町長　宛て

住所（所在地）

氏名（名称）

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

明和町議会議員及び明和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　　　　　　　　 　円

２　内　　　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙名　　　　　　年　　月　　日執行　　　　　　　選挙

４　候補者の氏名

５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 口座種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、明和町に支払を請求することはできません。

（別紙）

請　求　内　訳　書

候補者氏名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙区における  ポスター掲示場数 | 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
| 単価  Ａ | 枚数  Ｂ | 金額  Ａ×Ｂ | 単価  Ｃ | 枚数  Ｄ | 金額  Ｃ×Ｄ | 単価  Ｅ | 枚数  Ｆ | 金額  Ｅ×Ｆ |  |
| 箇所 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 |  |

備考

１ 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。

２　Ｄ欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

３　Ｅ欄には、Ａ欄とＣ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

４　Ｆ欄には、Ｂ欄とＤ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

５　Ｅ×Ｆの欄に１円未満の端数が生じた場合は、その端数は１円としてください。